

4 消防団員の処遇

消防団員に対する処遇は、消防責務の重要性にかんがみ、報酬、出勤手当、公務災害補償、退職報償金の支給、消防賞じゅつ金・特別賞じゅつ金などの諸施策を講じており、年々その処遇の改善が図られている。

(1) 報酬・手当

報酬、手当の支給については、市町村の財政力によってその支給額が異なっているが逐次改善されている。

(2) 公務災害補償制度

昭和26年に消防組織法が改正され、消防団員が公務により災害を受けた場合は、市町村が補償しなければならないことになっている。この制度の的確な実施を図るため、昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が公布され、公務災害補償の統一基準が定められた。更に同年消防団員等公務災害補償等共済基金法が制定され、損害補償に関する市町村の支払責任共済制度として基金が設立された。

この制度は、消防団員ばかりでなく、消防法第25条第2項又は第29条第5項の規定により消防作業に従事した者並びに同法第35条の7の規定により救急業務に協力した者で、損害を受けた者も、同法第36条の3の規定により適用を受けることができる。

なお、非常勤の水防団員及び水防法の規定により水防に従事した者並びに災害対策基本法の規定により応急措置の業務に従事した者で、損害を受けた者にもそれぞれの法律により同様の補償制度がある。

(3) 退職報償制度

ア 退職報償金制度

消防団員が永年にわたり勤続し、退団した場合、その労苦に報いるために、昭和39年に消防組織法の改正と同時に、消防団員等公務災害補償等共済基金法、同法施行令が改正され、消防団員に対する退職報償金制度の確立を見た。退職報償金の支給基準は、消防団員として5年以上勤続して退職した場合(死亡した場合は遺族)に市町村がその者に対して支給するもので、その基準(平成18年4月1日支給額改正)は表7によるものである。

表7 退職報償金支給額表

(単位:千円)

階 級 \ 勤続年数	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	189	294	409	544	729	929
副団長	179	279	379	484	659	859
分団長	169	268	363	463	609	799
副分団長	164	253	338	428	574	759
部長及び班長	154	233	308	388	514	684
団員	144	214	284	359	469	639

イ 消防庁長官の退職報償

消防庁においては、消防の活動あるいは勤務の特殊性にかんがみ、その労苦に報いるため昭和36年に消防団員退職報償規程を制定し、団員として15年以上勤続した場合は、下記の区分により消防庁長官から記念品（銀杯）と賞状が贈られる。

1号報償……25年以上勤務して退職した場合

2号報償……15年以上25年未満勤続して退職した場合

ウ 知事の退職報償

県は、昭和36年に消防団員退職報償規則を制定し、団員として一定期間以上にわたって勤続して退職した場合は、その労苦に報いるため知事から記念品（金杯）と賞状を贈呈している。

A 消防団長、副団長の階級に在るもの 8年以上

B 分団長以下の階級に在るもの 15年以上

※ 記念品（金杯）の贈呈は、平成17年4月以降の退職者から廃止

表8 知事の退職報償

年度別	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
報償人員	743	709	725	652	628	762	736	407	731	752

(4) 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合

消防団員が勤務遂行中に損害を受けた場合の公務災害補償制度については、さきに述べたとおりである。県においては、この制度の的確な運用と実施を図るため、地方自治法施行令第211条第2項の規定に基づき、共同処理する一部事務組合の設立について、昭和27年定例県議会に提案し、5月21日議決された。これに基づき、同日、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合として発足し現在に至っている。

ア 組合の名称

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合

イ 組合の所在地

仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

宮城県町村会事務局内（宮城県自治会館内）

ウ 加入市町村

10市22町1村

（仙台、石巻、塩釜の各市は、この組合が結成される前に全国町村会館内にある消防団員等公務災害補償等共済基金に加入している。）

エ 組合事務の内容

A 消防団員等の公務災害による補償に関する事務

B 消防団員の退職に係る退職報償に関する事務

C 消防賞じゅつ金に関する事務

D 組合に関する一切の事務